

催し

サロン&パ

7月21日(日) 午後 2 時～ 2 時45分

東部子ども家庭支援センター◇お茶を飲みながら、パパ同士ならではの情報や関心ごとを話す◇区内在住のプレパパ、生後 1 ～ 3 か月児とパパ◇ 5 組

母子モアプリで 6月21日正午～ 7月20日午後 6 時の間に申込み※先着順。

固当センター☎03 - 5980 - 5275

生涯現役セミナー

シニア期に向けた暮らしと働き方

7月22日(月) 午後 1 時～ 3 時45分(午後 0 時30分開場)

としま産業振興プラザ(IKE・Biz)◇年金などの各種制度の基本的知識やライフプランニングとセカンドステージでの「働き方」を考える◇55歳以上で働く意欲のある方◇40名

2 次元コードか電話でセミナー予約専用☎03 - 5422 - 1399(平日午前 9 時～午後 5 時)へ※先着順。

固当センター☎03 - 5980 - 5275

高齢者向けスマートフォン相談会

7月23日(火) 午後 2 時～ 4 時30分

駒込地域文化創造館◇一対一で操作方法の疑問や不安の解消(個人情報取扱いを要する事項や通信キャリアなどの契約内容、おすすめの機種や通信プランに関する相談は対応できない場合あり)。講師…スマート

フォン専門アドバイザー(都委託)※ 1 人30分まで◇60歳以上の都民◇20 名◇自身の端末に関する相談はスマホ持参(デモ機(Android)の用意もあり)

6月27日から電話で高齢者福祉課管理グループ☎03 - 4566 - 2429へ※先着順。

親子工場見学バスツアー

～夏休み特別企画ものづくりの現場を見に行こう！～

Aコース… 7月23日(火) 午前 7 時30分～午後 5 時15分頃◇(株)関越物産(群馬工場)、(株)ウエマツ(戸田工場)の見学、Bコース… 8月 1 日(木) 午前 8 時～午後 5 時30分頃◇西武造園(株)(谷津干潟自然観察センター)、スーパーバッグ(株)(所沢工場)の見学

いずれも区役所本庁舎集合・解散予定◇区内在住、在勤、在学の小学生と保護者(1 家族 3 名まで)◇各40 名◇ 1 名1,500円(昼食代)

往復はがき(①保護者の氏名、②子どもの氏名と学年、③住所、④日中連絡のとれる電話番号、⑤メールアドレス、⑥希望のコース、⑦区内の在住、在勤、在学先を記入)で 7 月 8 日(必着)までに商工グループへ※応募者多数の場合は区内在住、在勤、在学の方優先で抽選。

固当グループ☎03 - 4566 - 2742

生涯学習オープンスクール

①ChatGPTをOfficeソフトに活用…7月23日(火)◇短大・大学生・フリーター、②生理機能検査でカラダのチェック… 7月27日(土)◇40歳以上の方

いずれも午前10時～正午 東京電子専門学校◇各10名

6月24日から電話かファクスで「当校☎03 - 3982 - 3131、☎03 - 3980 - 6404」へ※先着順。

ハンディキャブ(リフト付自動車)運行事業協力会員募集説明会

7月24日(水) 午後 2 ～ 4 時 区役所東池袋分庁舎 3 階豊島区民社会福祉協議会◇事業概要説明、リフト付自動車の試乗など◇21歳以上で自動車運転免許証をお持ちで登録後に認定講習を受講できる方◇10名

6月24日から電話で当協議会共生社会課ハンディキャブ担当☎03 - 5396 - 4954へ※先着順。

東京ヴェルディ インクルーシブサッカーフェスタ

7月27日(土) 午前10時～11時30分(午前 9 時30分受付開始) 南長崎スポーツセンター◇ウォーミングアップ、障害の有無を問わず一緒に楽しむサッカーイベント◇30名

ファクスか E メールで 7月17日までに「スポーツ推進グループ☎03 - 3981 - 1577、☎A0014606@city.toshima.lg.jp」へ※応募者多数の場合は区内在住、在勤、在学の方優先で抽選。

固当グループ☎03 - 4566 - 2764

第 1 回空き家セミナー

7月27日(土) 午前10時～正午 上池袋コミュニティセンター◇講演会

①賢い空き家の売り方と活かし方とは、②「空き家」「空き室」を売るとき

の注意点。講師…ネクスト・アイズ(株)。終了後個別相談あり(要予約)◇40名(個別相談は 3 組)

電話か E メールで「空き家対策グループ☎03 - 3981 - 2655、☎A0022901@city.toshima.lg.jp」へ※先着順。

分譲マンション管理セミナー

7月27日(土) 午後 1 時30分～ 3 時30分 上池袋コミュニティセンター◇講演会…マンションの外部管理者方式について～「こんなはずでは…」と後でならないために～◇マンション管理組合役員、区分所有者◇40名(個別相談会は 4 組)

電話かファクスか E メールで 7月25日午後 5 時までに「マンショングループ☎03 - 3981 - 1385、☎03 - 3980 - 5136、☎A0050026@city.toshima.lg.jp」へ※先着順。

ウーらんたん作り

7月30日(火) 午前10～11時 みらい館大明◇ウニの生態を学びウニの殻でらんたん(ランプ)を作る◇小学生(小学 3 年生以下は保護者同伴)◇20名◇1,000円

6月24日から電話か E メールが窓口で「当館☎03 - 3986 - 7186、☎miraikan_taimei@yahoo.co.jp」へ※先着順。

東京音楽大学ピアノ演奏会

8月 1 日(木) ①午後 1 時開演、②午後 4 時開演、③午後 7 時開演 東京文化会館小ホール(台東区上野公園 5 - 45)◇ピアノ演奏家コース在

学生(成績優秀者から選抜されたピアノ独奏の演奏会◇乳幼児入場不可◇500名※区内在住者無料招待あり(20名)◇1,500円(別途385円)

2 次元コードで申込み。無料招待を希望の方は 7月16 日午前10時～23日午前10 時の間に申込み※先着順。

固当窓口☎03 - 6379 - 3788、招待について☎03 - 6455 - 2757

としまコミュニティ大学

詳細は「としまコミュニティ大学講座案内」参照。

●帝京平成大学…いじめ防止のために～ある中学校の授業風景～／ 8月 3 日(土) 午前10時～正午 当大学本館 4 階412教室◇講師…当大学健康メディカル学部心理学科准教授／中村玲子氏

●女子栄養大学…国内外における食・栄養の格差と SDGs／ 8月23日(金) 午後 1 時30分～ 3 時30分 当大学駒込キャンパス 2 号館 2 階階段教室◇講師…当大学栄養学部地域保健・老年学研究室教授／新開省二氏

いずれも◇100名◇1,000円

6月24日午前 9 時から 2 次元コードで申込み※先着順。

固生涯学習グループ☎03 - 4566 - 2762、☎03 - 3981 - 1577、☎A0014606@city.toshima.lg.jp

職員採用など

資格など詳細は区ホームページが各課窓口で募集要項などを確認してください。

特別区職員(東京23区)

①職員Ⅲ類、②経験者採用、③障害者を対象とする採用選考、④就職氷河期世代を対象とする採用試験◇任期…令和 7 年 4 月 1 日から

2 次元コードで 7月11日午後 5 時(受信有効)までに申込み。③は郵送も可。

固当委員会事務局任用課採用係☎03 - 5210 - 9787、当区人事グループ☎03 - 3981 - 1247

職員採用

①技能Ⅱ(作業Ⅰ)・技能Ⅵ(作業Ⅲ)◇対象…平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、現に豊島区の常勤職員でない方(育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員は受験可)◇受付期間… 7 月 1 ～ 31 日(消印有効)

②Ⅱ類・保育士◇対象…昭和62年 4 月 2 日～平成17 年 4 月 1 日生まれの方で、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(令和 7 年 3 月31日までに取得・登録見込みも含む)◇受付期限… 8 月 2 日(消印有効)

オンライン申込みか申込書(人事課で配布。区ホームページからダウンロードも可)を当課人事グループへ郵送か持参。持参は 7月29～31 日

固当グループ☎03 - 3981 - 1247

区立幼稚園の長期休業等の預かり保育補助員(会計年度任用職員)

◇勤務地…西巣鴨幼稚園、池袋幼稚園、南長崎幼稚園のいずれか

◇任期… 7月20日～令和 7 年 3 月31 日の長期休業期間

申込書(庶務課で配布。区ホームページからダウンロードも可)を 7月 5 日(必着)までに当課窓口へ郵送か持参。

固教育施策推進グループ☎03 - 4566 - 2777

官公署から

●東京都「東京都子育て支援員研修(第 2 期)受講生募集」

保育や子育て支援の分野で従事するうえで必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修。詳細は募集要項かホームページ参照。

①地域保育コース、②地域子育て支援コース、③放課後児童コース、④社会的養護コース◇都内在住、在勤で今後子育て支援員として就業する意欲のある方

2 次元コードか申込書(各ホーム

ページからダウンロード可。区保育課窓口などでも配布)を 7月 1 ～ 16 日の間に郵送(簡易書留)。申込み先などの詳細は 2 次元コード参照。

固東京都福祉局子供・子育て支援部企画課☎03 - 5320 - 4121

●国土交通省「羽田空港見学会」

詳細は 2 次元コード参照。

固当省東京空港事務所☎03 - 5757 - 3021

はがきなどの記入例

①事業またはイベント名
②〒住所
③氏名(ふりがな)
④年齢
⑤電話番号
⑥その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。
固住所がない場合は「〒171-8422 豊島区役所各グループ」へ。

広報としま号外「定額減税調整給付金」「新たな住民税非課税世帯等への給付金」のご案内を 7月 1 日に発行します(全戸配布)。

◇配布期間… 6月22～30日

固配布について…定額減税調整給付グループ☎03 - 4566 - 2374、給付金について…定額減税調整給付金コールセンター☎03 - 6743 - 1532

心身障害者(児)の各種手当と医療費助成のご案内

実施主体	手当名	対象者(次の項目のいずれかに該当する方)	対象者(児)の年齢	支給月額	受給者	問合せ
区	心身障害者福祉手当	①身体障害者手帳 1、2 級の方、②愛の手帳 1 ～ 3 度の方、③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方	20歳以上 新規の方は65歳未満	15,500円	障害者児本人	障害福祉課 給付グループ ☎03 - 3981 - 1963
		①身体障害者手帳 3 級の方、②愛の手帳 4 度の方	新規の方は20歳以上 65歳未満	8,500円		
都	重度心身障害者手当	①身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方、②愛の手帳 1 ～ 4 度の方、③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方 ※児童育成手当(障害)との併給はできません。 ※20歳未満は扶養義務者の所得、20歳到達後は本人所得により支給の可否を判定します。	20歳未満	15,500円	障害者児本人	各種手当
		東京都難病患者等に係る医療費などの助成に関する規則などに基づき、特定疾病自己負担分に係る医療費の助成を受けている方	新規の方は65歳未満	60,000円		
国	特別障害者手当	①重度の知的障害であって著しい精神症状を有する方、②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方、③重度の肢体不自由者で両上下肢機能が失われ、かつ座っていることが困難な方 ※判定の結果非該当となる場合があります。	20歳以上	28,840円	障害者児本人	医療費助成
		著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、判定医により手当の支給に該当する障害と認められる方 ※判定の結果非該当となる場合があります。	20歳未満	15,690円		
都	心身障害者医療費助成	①身体障害者手帳 1、2 級(内部障害は 3 級まで)の方、②愛の手帳 1、2 度の方、③精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	新規の方は65歳未満	医療費の一部助成	児童の父もしくは母または養育者	子育て支援課 児童給付グループ ☎03 - 3981 - 1417
区	児童育成手当	①身体障害者手帳 1、2 級程度の児童、②愛の手帳 1 ～ 3 度程度の児童、③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の児童 父または母がいずれかの状態にある児童	20歳未満	15,500円		
国	特別児童扶養手当	①身体障害者手帳 1、2 級程度②重度の精神障害	18歳に達する年度の 3 月末まで	13,500円	児童の父もしくは母または養育者	児童扶養手当
		①身体障害者手帳 1 ～ 3 級程度の児童(下肢障害 4 級程度の一部も該当)、②愛の手帳 1 ～ 3 度程度の児童 ※長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童も該当する場合があります。	20歳未満	1 級 55,350円 2 級 36,860円		
国	児童扶養手当	父または母が重度の障害(身体障害者手帳 1、2 級程度、重度の精神障害など)を有している児童。	18歳に達する年度の 3 月末まで ※中程度以上の障害児は20歳未満	10,740～45,500円 ※受給者および配偶者・扶養義務者の所得による。 ※障害年金など、公的年金受給額が児童扶養手当額より低額の場合、その差額分を受給できます。	児童の父もしくは母または養育者	児童扶養手当
		父または母が重度の障害(身体障害者手帳 1、2 級程度、重度の精神障害など)を有している児童。	18歳に達する年度の 3 月末まで ※中程度以上の障害児は20歳未満	10,740～45,500円 ※受給者および配偶者・扶養義務者の所得による。 ※障害年金など、公的年金受給額が児童扶養手当額より低額の場合、その差額分を受給できます。		

ハクビシン被害を防ぐために

区内でハクビシンが目撃されています。エサをあげたり触ったりしないようにしましょう。
◇えさになるものを減らす…生ごみ、ペットフードなどを屋外に放置しない。庭の果実は早めに収穫するか網などをかける。
◇家屋へ侵入させない… 6 cm の隙間があれば侵入可能。家屋のまわりを点検し、侵入口になるような穴をふさぐ。屋根に登れるような庭木の枝をこまめに切り落とす。ハクビシンが自宅内に棲みついている、家庭菜園を荒らすなどの被害が発生している場合は、委託業者を派遣し、敷地内に箱わな(捕獲器)を設置します。設置要件は 2 次元コード参照。

ハクビシン被害を防ぐために

顔の中央に白いすじ
足が短い
スリムな体型
頭から尾の先まで 90 ～ 110 cm
前足
後足
尾が長い
前足・後足とも 5 本指

不燃化特区の助成制度(令和 7 年度まで)

「燃え広がらない・燃えないまち」にするため「不燃化特区制度」による建築物の不燃化を促進しています。不燃化特区内では老朽建築物の取り壊しや建替えの経費を一部助成します。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。

助成について

老朽建築物除却助成…①取り壊し費用などの一部
戸建建替え促進助成…①取り壊し費用などの一部、②設計費および工事監理費、③建築工事費(令和 5 年度より開始)
※床面積に応じた限度額あり。
※法定耐用年数の 3 分の 2 を超過した建築物が対象。取り壊し前に要申請。
詳細は問い合わせてください。